

モノの形を保護する手段の法域の検討

—著作権を中心として、意匠法、商標法、不正競争防止法—

平成 29 年度著作権委員会第 4 部会

川瀬 幹夫, 北岡 弘章, 城田 晴栄, 西山 忠克
伊藤 由里, 松田 真, 本尋 伸介

要 約

「モノの形」は、知的財産法でどのように保護されるかについて、著作権法で保護され得る図面、建築物の外観及び内装、ファッション、アクセサリを例示として、著作権法以外の知的財産法（特許法、意匠法、商標法、不正競争防止法）の観点を踏まえて検討をおこなった。

目次

1. 総論
2. 各論
 - (1) 図面
 - (2) 建築物の外観
 - (3) 建築物の内装
 - (4) ファッション
 - (5) アクセサリー

1. 総論

著作権法上の「モノの形」は、他の知的財産保護法で保護されることを前提とすれば、美術の範囲に属する有形物と考えられる。かかる「モノの形」は「思想又は感情を創作的に表現したもの」として捉えれば著作物として保護されることになるが、他法でも、「モノの形」が当該他法の要求する保護法益を備えておれば保護の要件を充足することにより、重疊的・多面的に保護を受けることが可能となるのである。例えば、「モノの形」を「購買意欲をそそる趣味的な美しさ」と捉えれば意匠法で保護を受けることができるし、同様

に、「技術的效果を達成する形態」と捉えれば特許法、実用新案法で、「他社商品と区別できる特有の商品形態」と捉えれば立体商標として商標法で、或いは商品等表示として不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号で、保護を求めることができるし、新商品特有の商品形態と捉えれば不正競争防止法 2 条 1 項 3 号でも保護を受けることが可能となる。さらに、営業秘密として不正競争防止法で、契約対象として民法契約法で、不法取引からの救済対象として不法行為法で保護の対象ともなり得、種々の法律で多面的な保護が可能となるのである。

ただ、モノの形の多面的な保護に関し、各法で保護法益が異なり保護の態様も異なることに鑑み、法を運用する立場からは、特にパブリックドメイン化の時期の相違等々を勘案し、法間の調整に心すべきであろうし、一方、保護を求める立場としては有効な保護法の選択に留意すべであろう。（次に主たる多面的保護の一覧を掲げる）

図 1 モノの形を保護する法域と保護要件

	著作権法	意匠法	不競法 2-1-3	不競法 2-1-1	商標法	特許法
保護客体	美術の著作物 応用美術 創作表現	登録意匠 類似意匠 趣味的美感	新商品の形態 新商品性	周知な商品等表示 特異形態性 周知・著名性	立体商標 自他商品識別性	特許発明 技術形態
保護要件	創作性	工業上利用性 新規性 創作非容易性	新商品性 非技術形態性	特別顕著性 出所表示性 周知性	自他商品識別性 消極的登録要件	産業上利用性 新規性 進歩性
保護の発生 権利行使	創作の完成 ⇒複製	意匠登録 ⇒実施	新商品の公開 ⇒模倣	周知性の確保 ⇒類似、混同	商標登録 ⇒使用	特許 ⇒実施
保護期間	創作後 50 年 (法人著作)	登録後 20 年	発売後 3 年 まで	制限なし	10 年更新	出願後 20 年
保護態様	複製権の専有	実施権の専有	模倣排除	混同排除	使用权の専有	実施権の専有

2. 各論

(1) 図面

設計図、すなわち工業製品等（対象物）の設計情報を一定の製図法に従って記述したものについては、著作物性が認められるのか否か、著作物性が認められるとして、その設計図はいかなる範囲で保護されるのか否かが問題となる。

図示された対象物が、通常の工作機械や一般的な建物のように対象物が著作物として保護されないものであっても、作図の過程で作成者の個性が表れていれば著作物として保護されうるとするのが一般的な考え方である。

なお、創作性の判断において、設計図における作図上の表現方法のみをその判断対象とする考え方と、設計図の対象物自体の設計思想を加味して判断する考え方で見解は分かれている。

裁判例においては、丸棒矯正機設計図事件（大阪地判平成4年4月30日）判決のように、対象物自体の設計思想を加味して著作物性を肯定する裁判例もあるが、その後スモーキングスタンド事件（東京地判平成9年4月25日）判決は、設計図における作図上の表現方法のみをその判断対象とするとの判断を行っている。

この点、近時の注目すべき裁判例がある。マンションの設計図について著作物性を認めた判決（知財高判平成27年5月25日）である。同事件の原審判決は、「『学術的な性質を有する図面』としての設計図の創作性は、作図の対象である物品や建築物を設計するための設計思想の創作性をいうものでなく、作図上の表現としての工夫に作成者の個性が表現されている場合に認められる」との考え方に立ち、設計図の著作物性を否定したのに対し、同知財高裁判決は、創作性は、作図上の表現方法やその具体的な表現内容に作成者の個性が発揮されている場合に認められる（ただし、ありふれたものや選択の余地がない場合には創作性はない）とした上で、具体的な設計については、限定的な範囲で設計者による個性が発揮されているとして、著作物性を認めた。原審が、作図上の表現に限定したのに対し、知財高裁判決は、対象物自体を加味して創作性を判断しており、注目される。

ただし、知財高裁判決は、創作性は、その具体的に表現された図面について極めて限定的な範囲で認められるにすぎず、その著作物性を肯定するとしても、そ

のデッドコピーのような場合に限って保護されると判示しており、保護の範囲は限定されていることにも注意する必要がある。

また、保護されるのはこの場合、あくまでも図面（設計図）であって、その対象物である工業製品等が著作権で保護されるかは別の問題である。

したがって、図面自体の保護については、著作物として保護される場合もある。ただし、著作物性が認められたとしてもその保護範囲はデッドコピーのような狭い範囲となるため、対象物の著作物性とあわせて検討する価値はある。

(2) 建築物の外観

著作物の例示として、著作権法10条1項5号に「建築の著作物」が挙げられている。しかしながら、建築物の外観の全てが著作権法の保護対象となるわけではない。一般に、建築物に一定の創作性や芸術性が認められる場合は、思想又は感情を創作的に表現した「建築の著作物」としての著作物性が認められる可能性があるが、そもそも、建築物には実用性があるため、著作物性の要件としての文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するかどうか改めて問われることとなる。この要件を満たすことができなければ、その建物の外観は「建築の著作物」ではないため著作権法の保護の対象外となる。

なお、最近の裁判例である「STELLA McCARTNEY 店舗」事件の地裁判決（東京地判平成29年4月27日）に次のような説示がある。

著作権法は、著作権の対象たり得る著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであるをいう」（同法2条1項1号）と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということではできない。

「建築の著作物」(同法10条1項5号)とは、現に存在する建築物又はその設計図に表現される観念的な建物であるから、当該設計図には当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要があると解すべきである。

上記説示の通り、「建築の著作物」とは観念的な無体物であり、通常、設計図に基づいて建築される建築物として現に成立した有体物とは別個に存在する(中山信弘「著作権法」第2版p.95)。建築の著作物の著作物性は、建築物自体が存在せずとも、設計図中に建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されていれば成立し得る。これは、建築の著作物に関し、その設計図に従って建築物を完成することを複製と定義していること(同法2条1項15号ロ)からも明白である。

したがって、建築の著作物の保護は、無体物として観念的に存在する建築物の設計図の段階から、一定の表現上の創作性について考慮しておく必要性があり、その上で、有体物としての建築物の外観そのものの創作性や芸術性が考慮されるものと考えられる。

なお、他法域で重疊的な保護を試みるに、カップや椅子などの一般的な応用美術であれば意匠法による保護が可能であるが、建築物は意匠法上の物品ではないため保護対象とならない。その点、商標法では立体商標の登録において保護の可能性を模索でき、また、ケースによっては不正競争防止法での保護も期待できる。

(3) 建築物の内装

建築物の「内装」は、飲食店の集客を左右する場合もあるなど財産的な価値があるといえる。

「内装」は、建築物の一部であり室内空間における重要な要素であるが、著作権法の保護対象である「建築の著作物」は、一般には建築物の外観である。例えば「ステラマッカートニー青山」店舗設計事件(東京地裁平成29.4.27平成27(ワ)23694,知財高裁平成29.10.13平成29(ネ)10061)では、店舗デザインの著作権者を争点としているが、店舗外観の創作性に関する言及のみであり、内装の創作性に関する言及は見当たらない。なお、建築物の内装は、その外観と同様に図面に基づくものであるが、施工途中や完成後の改修で変更される場合もあり、実際の内装に対応した設計図が存在しない場合も少なくない。図面が存在し、その図面が著

作権法上の図面(著作権法10条1項6号)に該当する場合は、図面の保護の余地がある(本稿の「(1) 図面」を参照)。

建築物の内装に言及している近年の裁判例として、「コメダ珈琲店」仮処分事件(東京地裁平成28.12.19平成27(ヨ)22042)がある。この事件は、不正競争防止法の周知表示混同惹起行為(不正競争防止法2条1項1号)、著名表示冒用行為(同法2条1項2号)について違法性を争うものであり、著作物性を争う事案ではない。

しかし、決定の「裁判所の判断」の「債権者表示の商品等表示該当性」の「店舗外観が商品等表示に該当する場合について」の冒頭文は「店舗の外観(店舗の外装、店内構造及び内装)は、～」となっている。つまり、この決定では、不正競争防止法の「周知表示」や「著名表示」を判断する際、店舗の外観と内装を区別していない。そして、この決定は、「債権者表示1は、客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しているというべきである。」と判断している。

そうすると、建築物の内装のみであっても、不正競争防止法の保護について検討する価値があると考えられる。また「建築の著作物」については、一般的には、建築物の外観に基づいて判断されていると考えられるが、建築には内装を含まないという明確な規定を寡聞にして知らない。そして、近年の建築物では、屋外と屋内を明確に区別することが困難な建物もある。したがって「建築の著作物」を判断する場合であっても、必要に応じて上記事件の決定での裁判所の判断のように、建築物の外観に建築物の内装を含めて判断することについて、妥当性を検討する余地があると考えられる。

なお「コメダ珈琲店」仮処分事件では争点になっていないが、商品形態模倣行為(同法2条1項3号)の「商品形態」として建築物の内装が該当する場合を検討する価値があると考えられる。建築物の内装は、据付けテーブルやドアなどの商品として認識できる構成要素を含むので、それらの構成要素の形態模倣行為を争うことで実質的に内装の模倣を争うことが考えられる。

また、内装の構成要素のうち、例えば天井絵や欄間は、創作性などの要件を満たせば美術の著作物(著作権法10条1項4号)である。そこで、内装を構成する天井、床、戸棚などの各要素についても、各々デザイ

ンコンセプトや創作の意図及び経緯を付帯したり題名を付けたりするなどして芸術性を付与することができれば、美術の著作物としての保護を検討する価値があると考えられる。

ところで、米国では、商品やサービスに付した語や名称などで作り出された事業に関する総合的なイメージを Trade Dress (トレードドレス) と称して保護している。そして、欧州連合知的財産庁においても、店舗デザインを商標登録している例がある。したがって、国内の店舗デザインであっても、建築物の内装をデザインする際、米国の「トレードドレス」及び欧州連合知的財産庁の商標制度を理解し、「トレードドレス」及び欧州連合知的財産庁の商標制度によって保護されている具体的な店舗デザインを認識しておくことには価値があると考えられる。

また、わが国でも、音の商標が商標登録の対象になるなど、商標法の保護対象が改正されており、さらには意匠法についても保護対象に関する改正の動きがある。したがって、店舗デザインなどの建築物の内装を保護する手段の検討については、著作権法、商標法及び意匠法の改正後に改めて検討が必要になると考えられる。

(4) ファッション

ファッションとしては、被服やアクセサリ等、種々のアイテムがあるが、主に被服について検討を行った。

まず、ファッションにおける被服の保護につき、直接的に想起されるのは意匠権による保護である。意匠登録を受けることが出来れば、その権利範囲は、その登録意匠と同一及びこれに類似する意匠にまで及ぶからである(意匠法 23 条)。

しかし、ファッションにおける被服は、自動車や電気製品などのライフサイクルの長い耐久消費財とは異なり、流行に応じて変わり、比較的ライフサイクルが短いという特質がある。

そのため、意匠登録出願から意匠登録までの期間はおおよそ半年程度を要するのが実情であるところ、権利を獲得した時には商品の旬は終わってしまい、肝心な時期に意匠権を行使できない可能性が高いことも指摘されている⁽¹⁾。

商標権による保護も考えられるものの、ライフサイクルが短いという点ではコスト及び登録までの期間と

いう点で意匠登録と同様の問題がある。また、商標登録を行う場合には、登録要件として識別力が要求される点もファッション分野での活用には障害となり得る。ただし、流行に囚われず長年販売されるアイテムは、使用による識別力の獲得が認められれば商標登録の余地が生まれる。一例として、バッグの形状を立体商標として登録している商標登録第 5438059 号が挙げられる。そして、ひとたび商標権が設定されると、意匠権とは異なり 10 年毎の更新により半永久的な保護を受けることができる。

次に、著作権による保護を検討すると、著作権は出願せずとも創作と同時に権利が発生し、権利期間も、著作者の死後 50 年、又は、著作物の公表後又は創作後 50 年と意匠権の権利期間よりも長い場合、上記特質を有するファッションにおける被服の著作権に基づく保護は、権利の発生と保護期間の両観点からは有効である。

しかし、被服等のファッションアイテムは実用品に該当するため、応用美術の論点がある。応用美術である幼児用椅子について著作物性を認めた TRIPP TRAPP 事件⁽²⁾の判示に基づくならば、実用品である被服のデザインについても著作権で保護される可能性がある。

ファッションにおける被服の著作権に基づく保護については、2017 年 11 月 11 日に東海大学で開催された「ファッションローシンポジウム」において、東海大学の角田教授が、『例えば著作権による保護を強め、もっとクリエイターたちが報われる仕組みにして、日本のファッションビジネスを活発にしよう』と呼びかけている⁽¹⁾。こうした現状を踏まえると、ファッションが著作権でどこまで保護可能か、あるいはファッションをどこまで保護すべきかの論点は、引き続き検討すべき課題であると言える。

不正競争防止法においては、2 条 1 項 3 号の形態模倣の判例も多く、実務上多く用いられている⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾。形態模倣においては、上記の意匠法や商標法のように出願を行わなくとも保護が可能となるため、流行性がありライフサイクルの短いファッションにおける被服について保護を求めやすいのだと思われる。

ただし、その保護範囲としては、「日本国内において最初に販売された日から起算して三年」以内でなければならず、また「実質的に同一の形態の商品」であることを要件とするため類似範囲までの保護が出来ない

等の制約がある点について留意が必要である。

また、周知又は著名まで知名度を獲得した場合は、不正競争防止法2条1項1号、2号による保護の可能性もある⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

特許権に基づく保護については、例えば、三宅一生活氏が発明した特許第4625878号がある。

上記の特許例のように、モノの形（外観デザイン）の観点だけではなく、機能面での利点もあるような場合には、特許権による保護も可能である。

(5) アクセサリー

アクセサリーは、作者独特のコンセプトに基づく一品制作的なものが多いものの、実用性・有用性を踏まえた応用美術であることから一般的に著作物性は否定され、著作権法による保護はなかった。

しかしながら、応用美術である幼児用椅子について美術の著作物性を認めたTRIPP TRAPP事件の判示⁽²⁾に基づく、応用美術についても他の著作物と同様に、表現に何等かの個性が発揮されていれば著作物性を認められるため、今後はアクセサリーも著作権法での保護の可能性が考えられる。

もっとも、TRIPP TRAPP事件以後、応用美術の著作物性を認める裁判例は1件であるのに対し、著作物性を否定する裁判例は3件である。また、4件のいずれも著作物性の有無についての判断基準は、従来の判断基準（段階理論）に拠るものであり、TRIPP TRAPP事件で採用された判断基準に拠るものではない。

したがって、アクセサリーを著作権で保護する可能性については、今後の動向を見守る必要がある。

なお、制作物に工業デザイン性があれば、意匠権による保護も可能である。例えば、「高取焼」の興味深い例がある⁽⁹⁾。約400年の歴史がある「高取焼」は、薄い作りと伝統の釉の色合いに特徴があり、茶道の道具として永年人々に愛されてきた陶芸品である。鬼丸雪山窯元では、「香るカップ」と称して高取焼の特徴を生かした形状による湯飲みが創作された。当該「香るカップ」は、その特徴的な形状により、飲み物の溜

まった香を口と鼻にしっかりと届けることを可能にした陶器である。

ここで、本事例の権利保護としてはどのように考えるべきであろうか？

形状に着目すると意匠の創作として保護され得るが、機能面（技術面）に着目すると発明又は考案での保護もあり得るように思える。

すなわち、陶器の形状がデザインの創作として新しければ、意匠権による保護が可能であり、自然法則を利用した技術的思想の創作にも該当するならば、特許権又は実用新案権による保護が可能である。

この点、現実には「香るカップ」は意匠登録の陶器（意匠登録第1548302号）で保護されているが、空気の循環を利用できる形状に設計することで、お茶の香の滞留をなくし、持続性の保持をなし得た点に着目すると、重疊的に特許権又は実用新案権による保護も可能な事例だと考えられる。

その他の事例として、使用素材に特徴があれば、特許権による保護も可能である。

例えば、機能性を追求したデザインアクセサリー（レジンアクセサリー等）であれば、特許権と意匠権が内在する可能性がある。

このように、アクセサリー等の制作物については、常に著作権以外の重疊的な保護態様をも考慮する必要がある。

(参考文献)

- (1)「ファッションに著作権はない？ 法的保護巡り議論」日経電子版2018/1/18参照
- (2)TRIPP TRAPP事件（知財高判平27.4.14：平成26年（ネ）第10063号著作権侵害行為差止等請求控訴事件）
- (3)東京地裁平成19年7月17日・平成18年（ワ）第3772号
- (4)知財高裁平成20年1月17日・平成19年（ネ）第10063号、平成19年（ネ）第10064号
- (5)平成27年（ワ）第9648号、平成27年（ワ）第10930号
- (6)東京地判平成11年6月29日・平成7年（ワ）第13557号
- (7)東京地判平成12年6月28日・平成8年（ワ）第12929号
- (8)東京地判平成16年7月28日・平成15年（ワ）第29376号
- (9)<http://takatoriyaki.com/ja/works/utsuwa>

（原稿受領2018.8.30）